

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針



鉾田市立鉾田北小学校

目 次

1	はじめに	1
2	本校の教育目標	2
3	いじめの定義といじめに対する本校の基本認識	3
4	本校のいじめ防止基本方針	3
5	いじめの未然防止のための取組	4
6	いじめの早期発見のための取組	5
7	組織的な初期対応（関係機関との連携）	5
8	重大事態への対処	6
9	いじめ防止体制（平常時）	7
10	いじめ防止体制（いじめ発生時）	8
11	いじめ防止体制（重大事態発生時）	9
12	資料	10～

(1) 「鉾田市いじめ防止基本方針」（概要）について

(2) いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底について（通知）

【平成 29 年 6 月 14 日 義教第 845 号】

(3) いじめ「重大事態」における学校の対応（出典 文部科学省）

(4) いじめ重大事態対応マニュアル（出典 茨城県教育委員会 抜粋）

1 はじめに

教育は、児童一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、小学校教育は、その目的を達成するための土台作りとして重要な役割を果たす。従って、小学校は、知・徳・体のバランスの良い成長を目指すとともに、あらゆる場面において児童に感動を与え、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、最近では、いじめによる自殺を図るなど、教育の現場だけにとどまらず、社会全体にも大きな衝撃を与える事件も発生し、教育現場により一層社会の厳しい目が向けられるようになってきている。このことは、極めて残念であり真剣に受け止めていかなくてはならない。

(以下いじめの防止等のための基本的な方針 抜粋)

国は、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進法を策定し、指針を示した。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

以上のことから、学校としても、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として協働的な指導・相談体制を確認することが急務であり、教育委員会と連携をふかめながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、児童・保護者に対する信頼に応えなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないよう教師は、危機感をもって常に児童に接すること、教職員相互の情報共有を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。

「いじめをしない、させない、許さない。」という認識を児童も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭に置き、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校をめざして学校経営を進めたいと考える。

令和7年 4月 1日

2 本校の教育目標

「 未来に向かって 明るく たくましく 学び続ける子どもの育成 」

(1) めざす学校像

- ① 子どもが主役となって活動する常に活気に満ちている学校
- ② 集うみんなの明るいあいさつと笑顔あふれる、楽しい学校
- ③ 保護者・地域との連携や協力で支えられた、地域に愛される学校

(2) めざす児童像

- ① 自ら学び豊かに表現できる子
- ② 進んであいさつができる子
- ③ 目標に向かって最後まで頑張りぬく子

(3) めざす教師像

- ① 人間性豊かで、高い使命感をもって、教育にあたることができる教師
- ② 子どもの多様性を理解し、一人一人に寄り添った関係を築くことができる教師
- ③ 子どもの実態や社会の変化を的確に捉え、効果的な学びをデザインできる教師
- ④ 授業改善に向け検証と研修を重ね、実践的専門性を高めることができる教師
- ⑤ 他の教職員と協働し、学校教育目標の具現化に資することができる教師

3 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日）】（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（※ いじめ防止対策推進法 第 3 条）

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

（※ いじめ防止対策推進法 第 4 条）

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（※ いじめ防止対策推進法 第 8 条）

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

また、全職員で「いじめ防止基本方針」が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直していく。

4 本校のいじめ防止基本方針

- (1) いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめの早期発見に努める。
- (3) いじめが認知された場合は、組織的な初期対応にあたる。（関係機関との連携）
- (4) 学校と家庭が協力をして、事後指導に当たる。（場合によっては教育委員会・警察と連携）

5 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを児童に気付かせる。

(1) 「いじめはしない、させない、許さない。」雰囲気づくりに努める。

① あいさつ運動

委員会や学級、中学校と連携したあいさつ運動を推進する。

② 「人権の木」及び「人権の葉」カード・人権集会・人権メッセージ等への取組

家庭と連携を図りながら、年間を通して、「人権の木」を掲示したり人権集会を開催したりすることで、人権（命の大切さや相手を思いやること等）について考え、かかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる場の設定

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」との認識に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・各学級での一人一役係活動の積極的な活用
- ・児童の主体性を重視した委員会活動の充実
- ・同好の異年齢児童が集まり、自主的な運営能力を身に付けるクラブ活動の充実
- ・縦割り班活動の推進による異学年交流の充実

② アウトプット型（対話）指導の充実

多様な考えを認め合い、話し合う中で、よりよい課題解決や新しい考えを見いだせる授業を展開することで、相手の意図を理解し、自分の考えを的確に伝えるコミュニケーション力を高め、望ましい人間関係の構築へと繋げられるよう努める。

- ・多様な考えを見いだせる課題設定の工夫
- ・児童同士の考えを深め合うための言語活動の充実
- ・自分の学んだ内容や学び方を確認し、次時に生かす振り返りの工夫

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動や学校ボランティアの活用

学校行事や委員会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験活動の推進を行い、友達と分かり合える楽しさや喜びを実感できるよう努める。また、学校ボランティアを積極的に活用し、地域の方とのふれあうことで、郷土愛を育み、地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

6 いじめの早期発見のための取組

いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。（平常時）

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ② 職員会議や生徒指導協議会等の場において気付いたことや情報を常に共有し、より大勢の目で児童を見守る。
- ③ 日常の観察等により児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、いじめの有無を確かめ、問題がある場合には、教育相談等で当該児童から悩み等を聞く。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年6回（学期2回）行い、児童の悩みや人間関係を把握し、早期発見に努める。
- ⑤ 教育相談を年に3回程度（6月、11月、2月）実施し、児童の悩みや人間関係を担任が把握できるようにする。
- ⑥ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ア スクールカウンセラーの活用
 - イ 校内オンライン相談窓口の設置
- ⑦ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- ⑧ 1人1台端末を用いた心の健康観察「心の天気」の実施により、児童の心の様子を把握する。
- ⑨ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、情報モラル研修会を実施する。インターネットを通じて行われるいじめの防止等を図るため、児童生徒に対するインターネットの適切な利用に関する教育を行う。（啓発活動）

7 組織的な初期対応（関係機関との連携）

いじめの早期対応のために、全職員が一致団結して問題の対応に当たる。（発生時）

- ① いじめがあることが認識された場合には、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認する。また、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行った上で、適切に組織的に指導する。学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の対応に当たる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認に基づき、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。いじめの事実が確認された場合は、その結果を教育委員会に報告し、必要に応じて児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を図る。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続

的に行う。

- ④ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑥ 犯罪行為（ネットいじめも含む）として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

【いじめ解消の要件】（少なくとも次の２点を満たした場合）

- １ いじめに係る行為の解消の目安（少なくとも３ヶ月間は「いじめなし」の状態が継続）
- ２ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等で確認）

８ 重大事態への対処

（１）いじめの重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされ、疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。

（２）重大事態の判断について

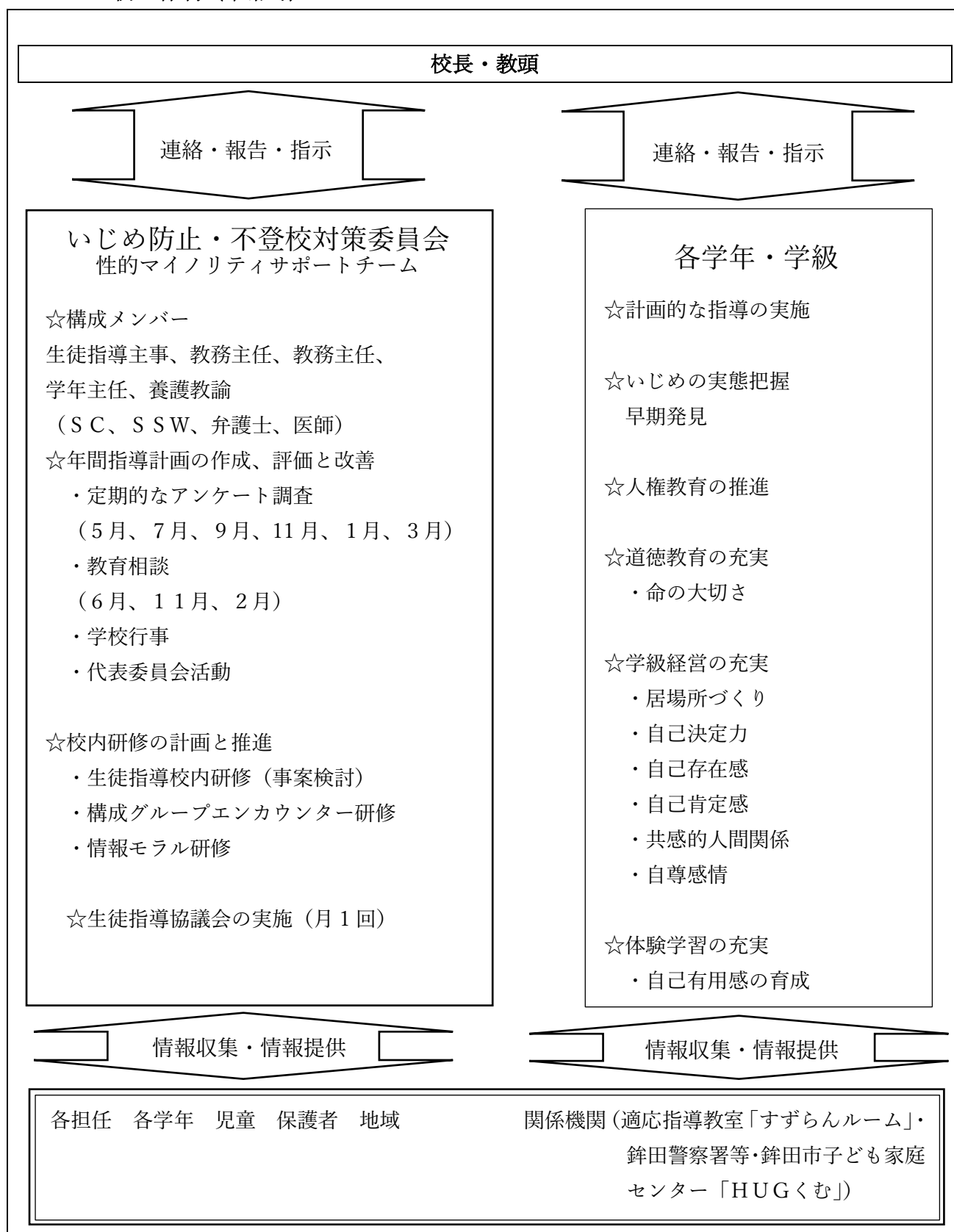
重大事態の判断について、以下の事項を徹底します。

- ① 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ② 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（３）重大事態の報告

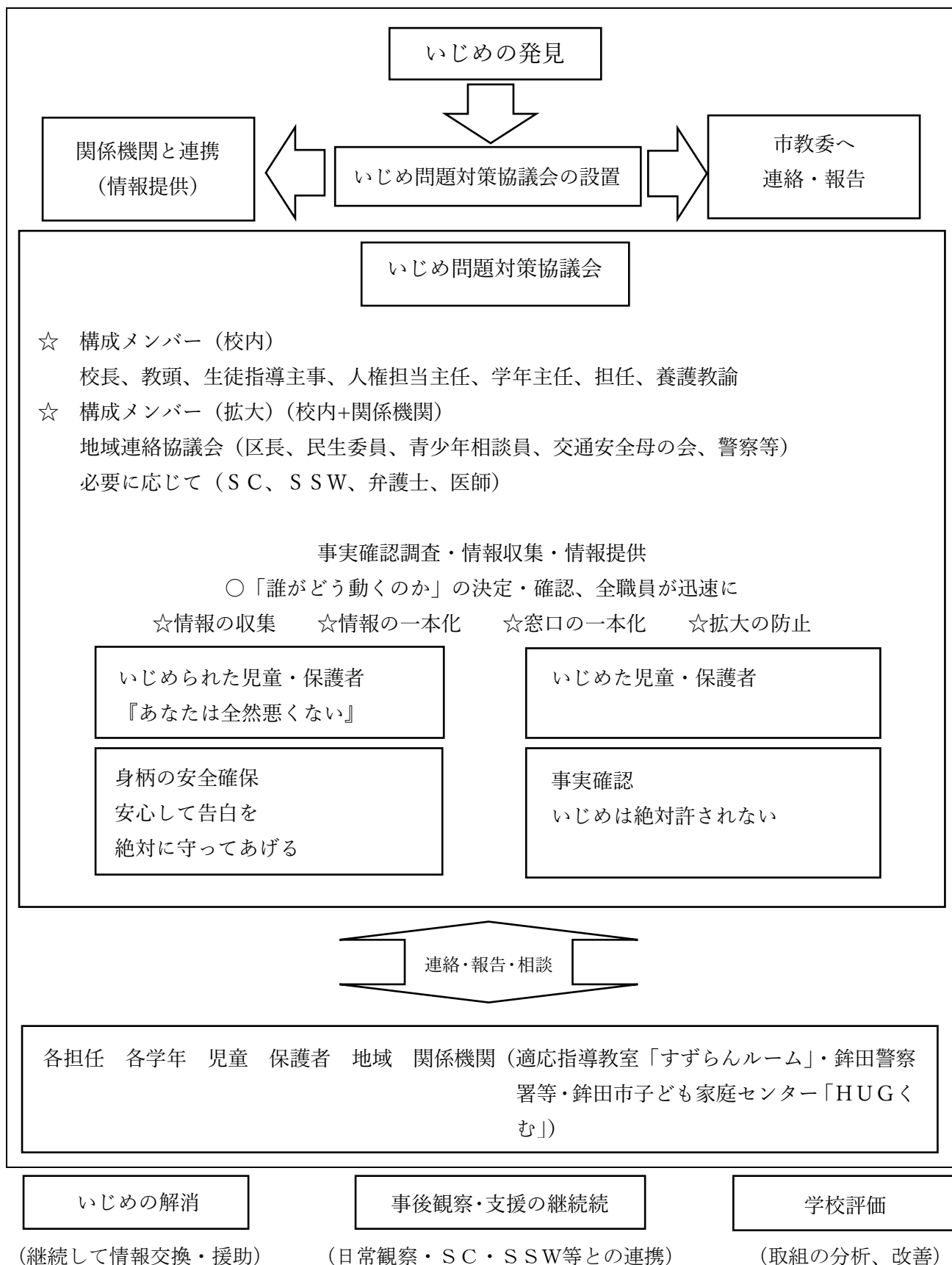
- ① 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有するものであって、事案に関して直接の人間関係や利害関係を有しない者（第三者）からなる公平性・中立性を確保した組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、教育委員会の指導の下、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえるものとする。

9 いじめ防止体制（平常時）



※いじめ防止・不登校対策委員会を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で作成する。
また、職員会議開催時に生徒指導協議会を開き、情報交換や指導の共通理解を図る。

10 いじめ防止体制（いじめ発生時）



11 いじめ防止体制（重大事態発生時）

重大事態の疑い 調査開始

- 児童が自殺を企図した ○ 身体に重大な障害を負った ○ 金品等に重大な被害を被った
○ 精神性の疾患を発症した ○ 長期欠席になった

銚田市教育委員会へ
速報 情報共有 ・ 相談

重大事態としてとらえない → 判断根拠の報告

重大事態としてとらえる（調査の主体の指示など）

事実確認調査・情報収集・情報提供

☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化 ☆拡大の防止

調査・・・生命心身財産重大事態	学校または設置者
不登校重大事態	学校（原則）
自殺の基本調査	学校（設置者の指導・支援で）
自殺の詳細調査	設置者

学校が主体である場合の調査組織（状況に応じて変わる）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権担当主任、学年主任、担任、養護教諭
S C、S S W、弁護士、医師 等

学校からの基本となる情報の提供

- ☐ 児童の基礎データ（氏名・学年・学級・性別・年齢等）
- ☐ 事故の経緯（発生日時・場所・事故の概要）
- ☐ 全職員からの聴き取り結果（3日以内で）
- ☐ 関係児童からの聴き取り結果（状況に応じて）
- ☐ 被害保護者との面談（意向・学校への要望）
- ☐ いじめに関するアンケート・生活アンケート
- ☐ 児童個票
- ☐ 指導要録・健康診断表・出席簿 等
- ☐ 学校日誌・掲示物・生活記録ノートなど児童の記録
- ☐ その他

報道等への対応

（教育委員会との連携）

事後観察・支援の継続

（ケア等日常観察・関係機関との連携）

学校評価

（取組の分析、改善）

※ 組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消できるように努める。

※ 保護者会の開催・方法・内容等については、教育委員会と相談して対応する。

12 資 料

(1) 「鉾田市いじめ防止基本方針」(概要) について

I 背 景・趣 旨

- ・平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が施行され、同年 10 月「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。また、平成 26 年 3 月「茨城県いじめ防止基本方針」が策定された。
- ・いじめの防止に向けて、学校、地域住民、家庭はもとより社会が一丸とのかって取り組むために、市の取組、学校の取組、家庭の役割、地域の役割についてまとめた。

II 概 要

1 鉾田市の取組

(1) 「鉾田市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体が情報共有及び連携を図るため、各関係機関等により構成する「鉾田市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(2) 「鉾田市いじめ問題専門委員会」の設置

連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として「鉾田市いじめ問題専門委員会」を設置する。

(3) 「第三者委員会」の設置

いじめの重大事態への対応及び同種事態の発生の防止等のため、原因の分析及び検証を行う組織として、当該いじめ事案に利害関係のない者(第三者)による「鉾田市いじめ問題調査委員会(仮称)」(以下「調査委員会」という。)を市長部局に設置する。

※重大事態(法第 28 条 1 項の規定)

- ・いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・いじめにより、児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(4) 教職員の研修の充実、相談体制の周知

いじめ問題の現状や未然防止、早期発見、早期解決に向けた具体的な対応について理解を深めるための研修等を充実させる。また、児童生徒がいじめ問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」や「鉾田市適応指導教室すずらんルーム」等の周知に努め、いじめの早期発見、早期解消を図る。

(5) 「市の基本方針」等の周知と啓発

法や「市の基本方針」について、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深め、いじめの防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。

(6) 学校への助言と支援

「学校の基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ、学校における助言と支援を行う。必要に応じ、警察OBや臨床心理士、社会福祉士等の「いじめ解消サポーター」を派遣要請する。また、スクールカウンセラーを配置して未然防止、早期発見、早期解決に努める。

2 学校の取組

(1) いじめの対応

ア「学校の基本方針」の策定

各学校は、いじめの防止等の基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定する。

イ「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

各学校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

(2) いじめの防止等に関する措置

ア未然防止と早期発見

児童生徒の豊かな心を育成し、道德教育や体験活動等の充実を図り、すべての教育活動を通して社会性を育む。どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識を持ち、児童生徒を観察し、変化を敏感に察知していじめの兆候を見逃さないよう努力する。

イ早期解決に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合には、校長をトップとして速やかに被害者の保護、実態の把握、加害者への対応、調査と報告等を組織的に行う。

(3) 関係機関等との連携

日頃から保護者や民生委員・児童委員、青少年相談員等と連絡を取り合い、協力を得ながら対応する。

また、学校以外で起きたいじめの連絡を受けたときは、その団体等と児童生徒が在籍する学校が連携して対応する。

(4) 教職員の研修

実践的研修を行い、技能の習得、向上を図る。また、事例研修を通して、1人では抱えず組織で対応するという共通認識を図る。

3 家庭の役割

(1) 保護者の責務

日頃から学校と連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努める。

(2) 未然防止と早期発見

子供の話に耳を傾け、決まりを守るということを身に付けさせる。また、ささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば話を聴き、いじめの未然防止や早期発見に努める。スマートフォン等の使用については家庭で約束事を決める。

(3) 早期解消に向けた取組

子供がいじめを受けた場合には身体の安全を確保する。また、学校と協力していじめの解消を図る。子供がいじめをした場合には、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

4 地域の役割

(1) 未然防止に向けた取組

地域と学校が情報共有等を図り、常に連携できるよう努める。地域は児童生徒の様々な交流や体験を通して、地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

(2) 早期対応に向けた取組

地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、教育委員会、又は最寄りの学校へ連絡することに努める。

Ⅲ 策 定 平成27年9月25日策定

(3) いじめの「重大事態」における学校の対応（出典 文部科学省）

いじめ防止対策推進法第28条～第33条

- ☐ 学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態発生の報告
⇒設置者から地力自治体の長等へ報告

【重大事態】いじめ防止対策推進法第28条第1項

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
（※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。）
○ 「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

- ☐ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

調査の主体は学校か学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
○ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

- ☐ 設置者が調査主体の場合：
調査組織の設置、
調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

- ☐ 学校が調査主体の場合：
必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

- ☐ 調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告
☐ 公立学校の場合：教育委員会会議に報告

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
⇒事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における十分な協議を経ること。総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

出典 文部科学省

(4) いじめの重大事態対応マニュアル（出典 茨城県教育委員会 抜粋）



「重大事態」とは

「重大事態」は法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されています。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】（以下「不登校重大事態」という。）
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p 32, ガイドライン p 4】

法第28条第1項は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と、当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定しています。なお、各号における「～と認めるとき。」の主体は学校の設置者又はその設置する学校となります。また、「疑い」とは、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態となります。

いじめの定義についても一度確認します。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条第1項】

【いじめの定義の4つのポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

いじめの対応は、大きく以下の2つがポイントとなります。

- ・ 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力
- ・ 学級担任等が抱え込まず、「学校いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、事案によっては、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応に当たることが求められます。

2

「重大事態」の判断について

重大事態の判断について、以下の事項を徹底します。

重 要

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

（１）「生命心身財産重大事態」に係る判断について

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。

「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要です。

例えば、被害児童生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められます。

（２）「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当の期間とは、年間 30 日が目安となりますが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要があります。